

【解説】防護柵について

防護柵は JIS A 4722 の 5.5.10 項にもあるように、「防護柵は、歩行者の動線を案内する、又は歩行者が危険領域に進入することを回避する」目的で設置されます。図 1 に示すように、扉と平行に戸袋部分に設置される防護柵は危険源への進入防止、開口幅に沿って扉と直角に設置される防護柵は歩行者の動線案内が目的となります。

しかしながら、扉と直角に設置される防護柵は、扉と平行に移動する通行者の妨げとなるため、設置例はごく少数にとどまっています。また、JIS A 4722 の 5.5.10 項では、「防護柵を使用する場合は、新たな危険源となつてはならない。」と規定されています。

扉と直角方向の防護柵として、具体的な設置例を写真 1 に示します。現場は空港のエントランスで、自動ドア前面に広いスペースがあります。また、防護柵自体も頑丈なものとしており、カートなどの自動ドアへの衝突を防止する目的も大きいように考えられます。

戸袋部への進入を防止し衝突のリスクを低減する方策は有効であり、その目的で設置される戸袋部の防護柵やガードスクリーンは普及を推進しております。ただし、斜め進入を防止する目的で設置される、扉と直角方向の防護柵は、通行の妨げとなり、新たな危険源となる場合があることから、センサーエリアの確保の方が衝突防止策として実用的と認識しています。

以上

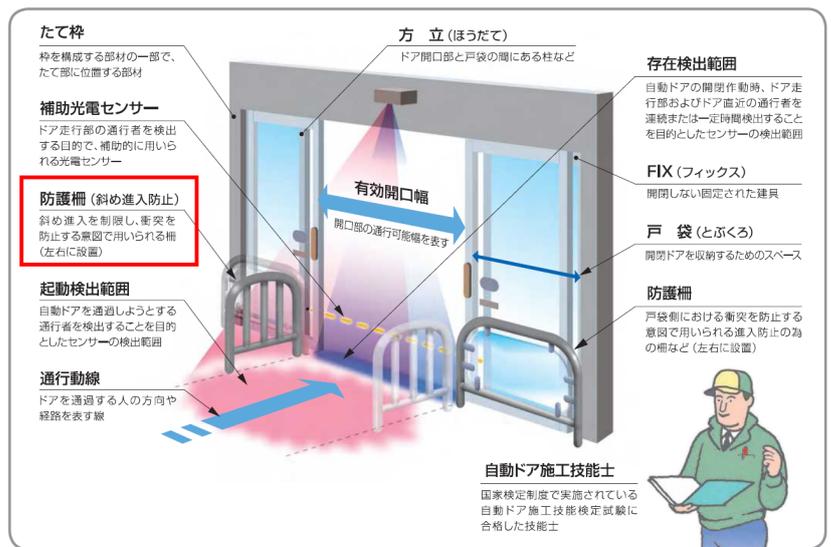


図 1. スライド式自動ドア安全ガイドブック(JIS 制定前:2005 年版)より



写真 1. 設置例

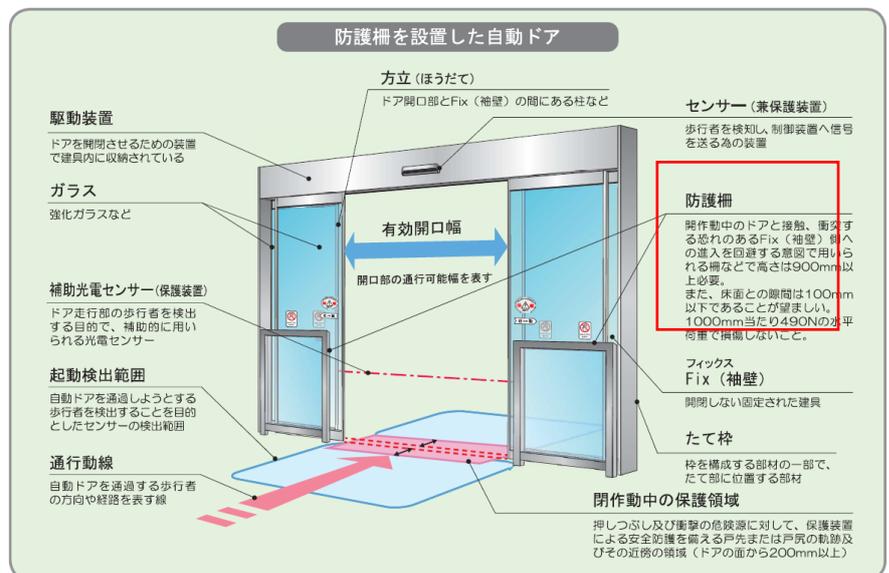


図 2. 歩行者用自動ドアセット<引き戸>安全ガイドブック(JIS 準拠:2017 年版)より